# 和歌山県高等学校等学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(定時制又は通信制にあっては48月)の経過後も、卒業までの間、継続して高等学校等学び直し支援金(就学支援金に相当する額をいう。以下「学び直し支援金」という。)を支給するものとし、その交付に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の事務処理について(平成26年4月1日付け25文科初第1455号通知)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (交付対象及び交付方法)

- 第2条 学び直し支援金の対象者は、高等学校等に在学する生徒又は学生(以下「生徒等」 という。以下同じ。)であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 和歌山県内にある高等学校等の生徒等である者
- (3) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (5) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者(高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であったもの又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかったもの(同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)に限る。)
- (6) 高等学校等を退学したことのある者
- (7) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しないもの)
- 2 前項第4号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就 学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」 という。)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しな い。
- 3 学び直し支援金は、受給権者(第4条の規定により学び直し支援金の受給資格の認定を受けた生徒等をいう。以下同じ。)に代わって学び直し支援金を受領し、その有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てる高等学校等の設置者(以下「設置者」という。)に対して予算の範囲内で交付するものとする。

(交付額)

第3条 学び直し支援金の額は、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第3条(第5号を除く。)、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

#### (受給資格認定申請等)

- 第4条 学び直し支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、受給 資格認定申請書(別記第1号様式)に<mark>課税証明書等</mark>の必要な書類を添付し、設置者を経 由して知事に提出しなければならない。
- 2 設置者は、前項の申請書の提出があったときは、受給資格認定申請者一覧(別記第2 号様式)を作成して知事へ提出するものとする。
- 3 知事は、第1項の申請書及び前項の規定による書類の提出があったときは、支給の可 否及び支給額について、判定した上で、設置者宛て通知するものとする。
- 4 設置者は、前項の規定による通知があったときは、遅滞なく申請者に対して高等学校 等学び直し支援金の受給資格認定について(別記第3号様式)により受給資格の認定の 通知又は高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について(別記第4号様式)により 不認定の通知をするものとする。

# (収入状況の届出等)

- 第5条 受給権者は、毎年度、知事の定める日までに、<mark>課税証明書等</mark>を添付した収入状況 届出書(別記第1号様式)を設置者を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 設置者は、前項の届出書の提出があったときは、収入状況届出者一覧(別記第5号様式)を作成し、知事へ提出するものとする。
- 3 知事は、第1項の届出書及び前項の規定による書類の提出があったときは、支給の可 否及び支給額について、判定した上で、第2条第1項第8号に該当しない者と認めた場 合は設置者宛て通知するものとする。
- 4 設置者は、前項の規定による通知があったときは、遅滞なく受給権者に対して高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について(別記第6号様式)により資格消滅の通知をするものとする。
- 5 知事は、第1項の届出書を提出しない受給権者に対して、高等学校等学び直し支援金の支払の一時差止めについて(別記第7号様式)により支払の一時差止めを設置者宛て通知するものとする。
- 6 設置者は、前項の規定による通知があったときは、当該受給権者に対して、高等学校 等学び直し支援金の支払の一時差止めについて(別記第8号様式)により支払の一時差 止めを通知するものとする。

#### (学び直し支援金の交付の申請)

第6条 学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、別に定める日までに高等学校 等学び直し支援金交付申請書(別記第9号様式)を知事に提出するものとする。

# (学び直し支援金の交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容等を審査し、交付を適当 と認めたときは、交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の決定をしたときは、その旨を設置者に通知するものとする。
- 3 設置者は、前項の規定による通知があったときは、高等学校等学び直し支援金支給決 定通知書を作成し、受給権者に通知するものとする。

(学び直し支援金の交付の条件)

- 第8条 学び直し支援金の交付決定に付する条件は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 法令及びこの要綱の規定を遵守し、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うこと。
  - (2) 学び直し支援金の交付に関する事務により知り得た個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずること。
  - (3) 学び直し支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、学び直し支援金の授受に関する全ての関係書類とともに学び直し支援金を受領した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
  - (4) 事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。
  - (5) その設置する高等学校等に在学する受給権者に対して、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに知事に届け出ること。

(変更申請)

- 第9条 設置者は、第7条第1項に規定する交付決定の内容を変更しようとするときは、 あらかじめ高等学校等学び直し支援金変更交付申請書(別記第10号様式)を知事に 提出し、その承認を得るものとする。
- 2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、 変更の承認又は不承認の決定をするものとする。
- 3 知事は、前項の承認の決定をするときは、必要に応じ、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。
- 4 知事は、第2項の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その旨を設置者に通知するものとする。
- 5 設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、高等学校等学び直し支援金変更支 給決定通知書を当該受給権者に対して、その旨を通知をするものとする。

(学び直し支援金の概算交付等)

- 第10条 設置者は、学び直し支援金の交付を受けようとするときは、別に定める日まで に支払請求書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の適法な支払請求書の提出があったときは、学び直し支援金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付するものとする。

(実績報告の提出)

第11条 設置者は、別に定める日までに、高等学校等学び直し支援金に係る実績報告書 (別記第11号様式)を知事に提出するものとする。

(学び直し支援金の額の確定及び通知)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書等の書類の 審査等により、その報告内容が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条 件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び 直し支援金の額を確定し、その旨を当該設置者に通知するものとする。

# (学び直し支援金の返還)

- 第13条 知事は、前条の規定による学び直し支援金の額の確定をした場合において、既にその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とする。
- 3 知事は、前項に規定する期限までに納付がない場合には、当該期限の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、その納付すべき額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計 算した延滞金を徴するものとする。

# (交付決定の取消等)

- 第14条 知事は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合には、第7 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとする。
  - (1) 設置者が、法令、この要綱、交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 設置者が、学び直し支援金を他の用途に使用した場合
  - (3) 設置者が、学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
  - (4) 受給権者が、偽りその他不正の手段により学び直し支援金を受給しようとし、又は受給した場合。
  - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合には、交付した学び直し支援 金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる ものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を 取り消し、若しくは変更し、又は前項に規定する交付金の返還を命ずる場合には、設置 者に対し、当該命令に係る学び直し支援金を設置者が受領した日から、当該命令により 返還すべき就学支援金を設置者が納付するまでの期間に応じ、年 10.95 パーセントの割 合を乗じて計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく学び直し支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 前項の規定は、交付すべき学び直し支援金の額の確定があった後においても適用する ものとする。
- 6 知事は、学び直し支援金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、速やかにそ の旨を設置者に通知するものとする。

# (学び直し支援金受給資格消滅)

第15条 設置者は、卒業、退学又は転学により、受給権者の受給資格が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧(別記第12号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、設置者から前項の受給資格消滅者一覧の提出があったときは、高等学校等学 び直し支援金の受給資格の消滅について(別記第13号様式)により設置者宛て通知し、 設置者は当該受給権者等に対して、高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅につい て(別記第14号様式)により受給資格の消滅を通知するものとする。

(学び直し支援金の支給停止)

- 第16条 受給権者は、休学する場合には、学び直し支援金の支給の停止を知事に申し出ることができるものとし、高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書(別記第15号様式)を設置者を経由して知事に提出するものとする。
- 2 設置者は、受給権者から前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、その旨を知事に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による通知があったときは、高等学校等学び直し支援金の支給の 停止について(別記第16号様式)により設置者を通じて当該受給権者に通知するもの とする。

(学び直し支援金の支給再開)

- 第17条 前条の規定による申出をした受給権者は、復学した場合には、高等学校等学び 直し支援金の支給再開申出書(別記第17号様式)に第5条第1項の届出書及び課税証 明書等を添付して設置者を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 設置者は、受給権者から前項の支給再開申出書の提出があったときは、その旨を知事に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による通知があったときは、支給の可否及び支給額について、判定した上で、高等学校等学び直し支援金の支給の再開について(別記第18号様式)により支給再開通知又は高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について(別記第19号様式)により受給資格消滅通知を設置者を通じて当該受給権者に通知するものとする。

(支給実績証明)

第18条 受給権者又は受給権者であった者は、学び直し支援金の支給の実績を証明する 書類の発行を請求するときは、知事に高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書発行 申請書(別記第20号様式)を提出するものとする。

附 則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。